

本別町告示第 13 号

地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、次の通り徴収業務委託事業者を指定したので告示する。

令和6年4月1日

中川郡本別町長 佐々木 基 裕



- ・徴収委託事業者の住所および名称
北海道中川郡本別町北2丁目4番地1
本別町観光協会
会長 朝日 基光

- ・委託事業者に徴収させる歳入
 - (1) 義経の里ロッジ(御所)使用料
 - (2) 静山キャンプ村バンガロー使用料
 - (3) 本別公園ボート使用料

- ・委託事業者に徴収させる期間
 - (1) 令和6年4月 1日から令和6年 3月23日
 - (2) 令和6年6月 1日から令和6年10月31日
 - (3) 令和6年4月20日から令和6年10月14日